平成２２年（フ）第１１２号
香川県仲多度郡まんのう町岸上524番地３
債務者　香川　初恵
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３１号
鹿児島県南さつま市金峰町宮崎2158番地２
債務者　岸　　寛子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１０９号
北海道小樽市新光１丁目28番550号
債務者　佐藤　友美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１１０号
北海道小樽市稲穂５丁目13番９号
債務者　玉木　和年
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５９号
群馬県桐生市浜松町２丁目３番31号
債務者　大澤　惠子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第６０号
三重県伊賀市阿山ハイツ1406番地の146
債務者　重松八重子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第４０７号
京都市左京区下鴨泉川町25番地６
債務者　相馬　宗一
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４４０号
兵庫県尼崎市道意町６丁目２番地の26ファミール武庫川東1209号
債務者　今　由佳里
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４２号
兵庫県西宮市高木東町15番13―206号
債務者　新井都茂子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５７号
兵庫県尼崎市七松町３丁目14番６号
債務者　辻本光司郎
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５８号
兵庫県尼崎市七松町３丁目14番６号
債務者　辻本　恵美
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６１号
兵庫県西宮市段上町７丁目３番25号
債務者　越智　貴子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０２号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番23―302号
債務者　天山楼こと　白濵　茂生
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１１号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目21番１―820号
債務者　松下　良子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８９号
広島県三原市糸崎７丁目８番33号
債務者　中瀬　保江
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
愛媛県松山市祇園町１番12号　アリスト立花401号
債務者　佐伯　佳美
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１６３号
愛媛県松山市富久町89番地９
債務者　小倉　美恵
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２１４号
愛媛県松山市石手４丁目４番７号
債務者　永金　光江
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
松山地方裁判所